

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日と  
おきか  
せ)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険薬剤師の登録  
被爆者一般疾病医療機関の指定

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する

調査測定の結果

保安林の指定の解除予定(五件)

### ◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

指定団体の届出

## 告 示

鳥取県告示第五十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山下 富美子	鳥薬第五〇九号	昭和五十七年十二月二十一日
三木 美奈子	鳥薬第五一〇号	昭和五十七年十二月二十二日

### 鳥取県告示第五十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	白井眼科医院	所 在 地	鳥取市西町四丁目四二五	指 定 年 月 日	昭和五十八年一月二十一日
-----	--------	-------	-------------	-----------	--------------

鳥取県告示第五十四号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和五十七年度に実施した農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、大字岩常、大字河崎及び大字太田地内）

二 調査測定の種類

特定有害物質等細密調査

三 調査測定の結果

水田の土壤及び玄米に含まれる重金属類の量（単位一キログラム中のミリグラム量）

地区	土		壤		玄		米
	調査 地点数	カドミウム	調査 地点数	銅	調査 地点数	カドミウム 最高値・最低値	
大字荒金	一	一・〇五	三	一四九・四	三	〇・五八 〇・一〇	〇・四二
大字院内	二	〇・二〇	二	〇・〇五	二	〇・二〇 〇・〇五	〇・一三
大字長郷	三	〇・三〇	三	〇・〇七	三	〇・三〇 〇・〇七	〇・二〇
大字高住	三	〇・五八	三	〇・一六	三	〇・五八 〇・一六	〇・三七
大字岩常	一〇	〇・七〇	一〇	〇・〇八	一〇	〇・七〇 〇・〇八	〇・三八
大字河崎	四	〇・五六	四	〇・四三	四	〇・五六 〇・四三	〇・五一
大字太田	五	〇・四九	五	〇・一〇	五	〇・四九 〇・一〇	〇・三三
合 計	一	一・〇五	三〇	一四九・四	三〇	〇・七〇 〇・〇五	〇・三五

鳥取県告示第五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字石脇六六八の七、六六八の八

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字ツムギ六の二、六の四（以上二筆について、

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字間谷二の五八から二の六〇まで、二の六三、  
二の六八から二の七〇まで、二の七九から二の八一まで、二の九五、二  
の九七、二の九九から二の一〇四まで、二の一八六（以上一九筆につい  
て、次の図に示す部分に限る。）、二の一八九、二の一九〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字小鹿谷字八谷平六二一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字大水口西二八四（次の図に示す部分に限  
る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字大水口西二九二（次の図に示す部分に限  
る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定  
に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取県全特協支部	芦谷 恭子	林 伸子	八頭郡智頭町郷原一八五	政党の支部
自由民主党鳥取県土地改良支部	井上万吉男	鈴木 国男	○鳥取市湖山町南二丁目一八	"
松尾のぶやす後援会	武部 文	松村 慶治	米子市西福原五四八―二	その他の政治団体
藤田栄治後援会	石田 利満	長尾 静夫	米子市上後藤二〇二―一	"
山崎修後援会	山根 幹生	岩指 紀久	米子市岡成八八―五	"
本池篤美後援会	本池 啓	渡部 正直	米子市大篠津町一二六四	"
小笹良後援会	山口 孝	松本 彰	米子市大崎二〇四七	"
新見修後援会	松本 寛	田中 宏	日野郡江府町吉原八七九	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同

法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党郡家町支部	会計責任者の氏名	平木 辰雄	小谷 武延
自由民主党鳥取市末恒支部	主たる事務所の所在地	○鳥取市伏野一一〇〇	鳥取市伏野一一三九
"	代表者の氏名	竹本 秀芳	水根 治雄
下本光雄後援会	"	塚田 治寛	青木 實
角田勇一後援会	"	宅和 武治	角田 民蔵
久世公堯鳥取県後援会	政治団体の名称	久世公堯鳥取県後援会	久世公堯後援会
自由民主党米子市支部	主たる事務所の所在地	米子市石州府四三五	米子市河岡四八三
"	代表者の氏名	高橋 博隆	影山 博
自由民主党北条町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡北条町弓原六〇五	東伯郡北条町弓原六二一
"	代表者の氏名	別所 正徳	松本 秋
"	会計責任者の氏名	清水 征臣	大嶋 力

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他 の政治 団体
土谷榮一後援会	都田 照正	樋野 繁次	米子市糺町二丁目一一五	
小笹良後援会	山口 孝	小笹 誠治	米子市大崎二〇四七	
岡部三郎後援会	野儀 久市	中山 藤一	鳥取市古海八一九	
梶木又三後援会	"	"	"	

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額
◎その他の政治団体 土谷榮一後援会	昭和57年12月22日 (昭和57年12月4日解散)	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 46,578円 ア 前年繰越額 46,578円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 46,578円	小笹良後援会	昭和57年12月24日 (昭和57年12月22日解散)	収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円
2 支出の内訳 経常経費 人件費 20,000円 事務所費 10,698円 小 計 30,698円			岡部三郎後援会	昭和57年12月28日 (昭和57年12月25日解散)	収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円
政治活動費 組織活動費 小 計 15,880円 合 計 46,578円			梶木又三後援会	昭和57年12月28日 (昭和57年12月25日解散)	収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年一月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

武 部 文	指定団体の届出 をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	代表者 の氏名
	衆議院議員			
	会	武部文西部後援	米子市河崎三六七	矢野 計雄